

素案の修正（案）について

No.	該当部分	素案	修正案
1	P17 第4の1の(5) 感染症に係る医療の提供の考え方	県は、 <u>新型インフルエンザ等感染症等の発生時に、医療機関における当該感染症に対する不安の軽減等を図るため、国や感染症指定医療機関から共有された国内外の最新の知見や情報の提供等を行うための協議の場を</u> <u>設定するなど、必要な取組を行う。</u>	新型インフルエンザ等感染症等の発生時に、医療機関における当該感染症に対する不安の軽減等を図るため、 <u>県が主体となって、</u> 国や感染症指定医療機関から共有された国内外の最新の知見や情報の提供等を行うための協議の場を <u>設ける。</u>
2	P22 第4の8の(4) 一般の医療機関における平時及び患者発生時の医療提供	保健所は、感染症に係る地域の医療提供体制の確保を図るため、平時から、感染症指定医療機関や地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会など医療関係団体及び市町村との緊密な連携に努める。	保健所は、感染症に係る地域の医療提供体制の確保を図るため、 <u>感染対策向上加算制度に係るカンファレンスや保健所主催の研修及び訓練等を活用し、</u> 平時から、感染症指定医療機関や地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会など医療関係団体及び市町村との緊密な連携に努める。
3	P27 第7の2の(7) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上	県は、 <u>感染症指定医療機関その他の医療機関、医師会等と、</u> 感染症に関する情報の提供、研修会の開催等を通じて、感染症の予防に関する <u>人材養成の連携</u> に努める。	県は、感染症に関する情報の提供、研修会や <u>訓練</u> の開催等を通じて、 <u>感染症指定医療機関その他の医療機関、医師会等と連携し、</u> 感染症の予防に関する <u>人材の養成及び資質の向上</u> に努める。
4	P6 第1の5の(6) 県の役割等	県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、情報集約、総合調整、業務の効率化等を図り、保健所設置市と連携しながら一体となって取組を進める。（以下略）	県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、情報集約、 <u>関係機関への適時適切な情報提供、県民への周知広報、</u> 総合調整、業務の効率化等を図り、保健所設置市と連携しながら一体となって取組を進める。（以下略）
5	P8 第1の10の(1) 施設等の管理者の果たすべき役割	医療機関、病原体等の検査を行っている機関、高齢者施設、障害児・者福祉施設、学校等教育・保育施設その他の集団生活を行う施設等の管理者は、施設内における感染症の発生の予防及びまん延防止のため、 <u>職員に対して</u> 県等から提供される感染症に関する情報（ <u>感染症対策を含む</u> ）の周知 <u>など、必要な措置を講ずるよう</u> 努める。	医療機関、病原体等の検査を行っている機関、高齢者施設、障害児・者福祉施設、学校等教育・保育施設その他の集団生活を行う施設等の管理者は、施設内における感染症の発生の予防及びまん延防止のため、 <u>その時々</u> の国の対応方針や県の行動要請、 <u>注意喚起等を踏まえた適切な感染対策を講ずるとともに、</u> 県等から提供される <u>感染症情報</u> の職員等への周知に努める。